

（仮）宇部市人権尊重のまちづくり条例（素案）に対する意見書

項目	事務局案	意見を反映した修正案	委員の意見
（目的）	第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、 <u>人権課題の解消</u> に取り組むことにより、すべての市民の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。	第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、 <u>人権課題の解決</u> に取り組むことにより、すべての市民の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。	人権課題の解消→人権課題の解決 ※課題は解決、差別は解消を使う
（定義）	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人 (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体 (3) 不当な差別 <u>人種等</u> の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人 (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体 (3) 不当な差別 <u>人種、国籍、民族、信条、性別、被差別部落出身、性的指向、性自認、年齢、障害、感染症等の疾病等、職業等</u> の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。	「（3）不当な差別」は、長い一文の中に「又は」が3か所もあり、言葉が抽象的でとても理解しづらい。
			部落差別や障害者差別、女性差別など差別や人権侵害は被差別マイノリティに権利侵害が顕著に表れやすい。そのため差別解消という場合は、まずは被差別者に対する差別解消をしっかりと明記するべき。
			「人種等」を「人種、国籍、民族、信条、性別、被差別部落出身、性的指向、性自認、年齢、障害、感染症等の疾病等、職業等」と記載してみてはどうか。
			社会的問題として存在する具体的な差別の被害を受けている属性の人たちを具体的に書く必要がある。宇部市の人権意識調査結果や宇部市人権教育・啓発推進指針にある個人人権課題や部落差別解消推進法をはじめとする個別法の施行などもあり、具体的にどんな課題、問題があるのか明記するべき。 不当な差別の『人種等』はもう少し具体的に書いた方が理解してもらえる。
（基本理念）	第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない <u>個人として尊重されるものであるという考えの下、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。</u>	第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない <u>個人として尊重されるものであるという考えの下、不当な差別を許さず全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。</u>	「個人として尊重されるものであるという考えの下、 <u>不当な差別を許さず</u> 全ての人の人権が～」 （下線部分を追記）
（不当な差別の禁止）	第4条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。	同左	「はじめとする」は「その他の」の意味か。

項目	事務局案	意見を反映した修正案	委員の意見
(市の責務)	第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の <u>人権意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。</u>	第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の <u>人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進するものとする。</u>	「～人権意識の高揚に努めるとともに、 <u>人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を～</u> 」（下線部分を追記） →具体的に「人権尊重のまちづくり」と書く方が分かりやすい。
(市民等の責務)	第6条 市民等は、 <u>互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということ</u> を認識して、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。	第6条 市民等は、 <u>学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということ</u> を認識して、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。	「学校、～ ～生活の場において、」の部分を「互いの人権」の前に移動させてはどうか。
(事業者の責務)	第7条 事業者は、事業活動に関わる者の <u>人権意識の高揚を図るとともに、市と協力し、人権尊重のまちづくりの推進に努めるものとする。</u>	第7条 事業者は、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、 <u>事業活動における不当な差別を許さず人権侵害を防止し、</u> 市と協力し、人権尊重のまちづくりの推進に努めるものとする。	「～人権意識の高揚を図るとともに、 <u>事業活動における不当な差別を許さず人権侵害を防止し、</u> 市と協力して～」（下線部分を追記） 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」及び国のガイドライン等を踏まえ、人権デューデリジェンス（人権リスクを事前に防止）が規定されており、企業活動における人権侵害の防止、人権確立社会の実現に向けて取り組む責務が求められている。
(人権教育及び人権啓発)	第8条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市職員、市民等及び事業者に対し、人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。以下同。)を行うものとする。 2 市は、市民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うものとする。	<u>第8条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うものとする。</u> <u>2 市は、人権尊重のまちづくりの推進に関して、地域の実情に応じた教育及び啓発に努めるものとする。</u>	学校教育・社会教育の記載があった方が良い。（丸亀市参照）
(指針)	第9条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定しなければならない。 2 市長は、推進指針に基づき人権尊重のまちづくりに関する施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。	同左	現在の指針はどうする？条例後に再度、改訂版を作成するのか？
(委任)	第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	同左	-

項目	事務局案	意見を反映した修正案	委員の意見
その他①		市は、人権尊重のまちづくりの推進のために、必要に応じて調査を行うものとする。	「調査」の条文追加 差別の実態把握、人権施策、人権教育・啓発の効果測定のため５年に一度など定期的な人権意識調査などを実施する必要がある。
			人権救済のための支援について検討いただきたい。（丸亀市参照）
			「人権救済のための支援」の条文追加 差別や人権侵害の被害者に対する支援が必要。部落差別解消推進法をはじめ個人人権法では「相談体制」の充実が求められており、被害者救済のための行政の支援が求められている。
			子どもから大人まで誰もがなるべく理解しやすい条例が望ましい。

その他②			宇部市人権教育・啓発推進指針P26 （6.）外国人に関する問題 取組の方向性について 1. 具体的にはどういう学習の場が設けられるのでしょうか。 すでに就学している外国籍の児童もおりますが、そういう児童がいない学校へ外国の方の話を聞く場を提供するなど、定期的に県内の外国人と幼いうちから接触する機会をつくられてはどうか。 2. 日本語教室は以前に比べて増えているとは思いますが、外国人が身近な場所に気軽に入れる教室をもっと増やしたほうが良いと思います。徒歩や自転車で行かれるところが望ましいです。 3. ②と同様にどこに相談したらいいかわからないという声を聴きます。身近に相談できるところがないため、ネット情報または自分たちのネットワークだけに頼り、不正確な情報で行動することも見受けられます。気軽に相談できるところを増やし、広く周知していただければと思います。
------	--	--	---